

平成十二年三月総理府令第十五号の備考の規定により知事が定める区域の区分

改正 (平成十二年三月十七日 奈良県告示第六百号)
 平成十三年一月五日 奈良県告示第四百十八号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号)別表の備考の規定により知事が定める区域を次のとおり定め、平成十二年四月一日から施行する。

なお、昭和四十六年十二月奈良県告示第四百七十号(昭和四十六年総理府・厚生省令第三号の備考の1及び備考の3の規定により知事が定める区域の区分等)は、平成十二年三月三十一日限り、廃止する。

| a 区域 | b 区域 | c 区域 |
|---------------------------------|---------------------------------|--|
| 昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号で指定した第一種区域 | 昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号で指定した第二種区域 | 昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号で指定した第三種区域及び第四種区域 |